

ライフプラン相談員業務要領の制定について

平成8年3月26日例規（警・厚）第10号

警察本部警務部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を次のとおり制定し、平成8年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

命に依り通達する。

記

1 目的

この要領は、千葉県警察が雇用するライフプラン相談員の業務に関し、会計年度任用職員の取扱いに関する訓令（令和2年本部訓令第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 ライフプラン相談員の名称

ライフプラン相談員の業務上の名称は、「千葉県警察ライフプラン相談員」（以下「相談員」という。）とする。

3 業務の内容

相談員の業務は、次のとおりとする。

(1) 職員に対する相談業務に関すること。

ア 生涯生活設計全般の相談

イ 個別相談相手の紹介

(2) 生涯生活設計に関する啓発活動及び指導・助言に関すること。

ア 啓蒙資料の作成

イ 福利厚生研修会等の講師

ウ その他の研修会、講演会等での指導・助言

(3) ライフプラン研修の指導・助言に関すること。

(4) 生涯生活設計の推進に関すること。

ア 課題に関する調査研究

イ 健康及び経済に関する資料の収集及び情報の提供

ウ 余暇、生涯学習活動及びボランティア活動等の生きがいに関する情報の提供

(5) その他前各号に付随する業務

4 業務の準拠及び報告

(1) 業務は、あらかじめ警務部厚生課長が作成するライフプラン相談員業務予定表（別記第1号様式）に基づき行うものとする。

(2) 相談員は、前記3の業務を行った場合においては、ライフプラン相談業務実施結果報告書（別記第2号様式）を作成し、警務部厚生課長に報告するものとする。

5 身分証明

身分の証明は、千葉県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成10年本部訓令第6号）に定める「身分証明書」による。

6 業務推進上の配慮事項

相談員は、業務を推進するに当たり、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 業務を効率的に推進するため、警務部厚生課及び警察支援各団体等と緊密な連携を図ること。
- (2) 業務上知り得た秘密を漏らさないこと。

以下別記様式省略